

# 元町町づくり協定

策定・運用＝元町自治運営会

## 理 念

### 第1 町づくりの考え方

元町は、北を運河に接し、南に緑豊かな丘をひかえ、東に海を望む美しい街であり、横浜開港以来、西洋文化を進取し、近代日本の商業をリードしてきた誇りある歴史を持つ街です。

先人達が築いてきた歴史と文化、豊かな環境を守りつつ、人々がふれあう、開かれた魅力ある生活空間として元町を継続発展させていきます。

住むことと商うことが、誇りと良識を持つ人々によって共生する町、いつまでも安心して暮らしていける明るく、豊かで、安全な地域社会を創り、次世代へと受け継いで行くことを目指します。

### 第2 町づくりの基本方針

- (1) 歴史・文化と地理的な条件を生かし、魅力ある町づくりを推進します。
- (2) 住む人と商う人が共生する地域社会を目指します。
- (3) 人々が住み続けることのできる、安心で安全な居住環境の維持に努めます。

### 第3 町づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「元町自治運営会」は、町づくりの推進と地区計画および本協定の適正な運用をはかるため、「町づくり委員会」を設置し、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体、機関と連絡調整を行ないます。
  - ア 本協定の内容および適用範囲に関すること。
  - イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。
  - ウ 道路等についての改修などの整備、維持管理に関すること。
  - エ その他、本協定区域内の町づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 2 「町づくり委員会」は、各丁目より元町自治運営会の会員3名以内と元町自治運営会会長を含めた11名以内で構成し、内6名以上は地域住民または地権者となります。委員は会長によって任命され、委員長は任命された委員からの互選とします。
- 3 「町づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共事業団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。

- 4 元町の各団体間に亘る協議事項が生じた場合、「町づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の招集を要請することができます。

### 第4 町づくりの運営等

- 1 「町づくり委員会」は、協定の円滑な運営に努めるとともに、本協定を広く周知徹底し、多方面の人々の意見や町の声を反映させるよう柔軟な対応をすることとします。
- 2 本協定の改定は、「町づくり委員会」で改正案をまとめ、元町自治運営会の総会で決議することとします。
- 3 町づくりを推進するために、適用区域内の世帯主、事業者等はすべて元町自治運営会に加入してください。

### 第5 適用区域および対象

- 1 元町全域を適用区域とし、当該区域内のすべての住民が本協定の対象となります。
- 2 本協定適用区域内において、戸建て住宅、共同住宅等の建物の新築・増改築、改修・改装等を行なう場合は「町づくり委員会」に事前協議等の届け出を行なうものとします。手続きの詳細については別途定めます。  
※ P4 「まちづくり協定／共通別紙」参照

## 本 文

### I 元町の魅力的な景観を維持し、住み続けることができるように(建築・景観等)

#### (1) 建物の用途について

元町のそれぞれの通りや場所に応じた住まいとし、騒音の発生や風紀を乱すなど周囲に迷惑を及ぼす用途は禁止します。

##### 1-1) マンション等の集合住宅

- 1-1-1) マンション等で、居住および事務用途以外の、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。
- 1-1-2) マンション等には、集合ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。

##### 1-2) 駐車場・駐輪場

居住用の立体駐車場は2層までとします。集合住宅等で大型の駐車場を確保する場合には周辺への日照、騒音、交通問題に配慮し、周辺住民との合意形成を図ってください。

##### 1-3) その他

- 1-3-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある施設は禁止します。
- 1-3-2) 地区計画や町づくり協定で規制されない用途で問題が生じた場合は協議し、定めて行きます。

#### (2) 建物の形態・意匠について

##### 2-1) 建物のデザイン・色彩

外壁・屋根のデザイン・色彩は、刺激的な形や原色を避

け、周辺との調和を図ってください。殊に住宅1階部分はそれぞれの通りにふさわしいデザインに配慮してください。

## 2-2) 垣根、フェンス

地震に備え、街並みの安全性を図るために、道路に面する垣根にはブロック塀や石垣は避け、生け垣または植栽を施したフェンスとしてください。

## 2-3) 照明灯の設置

歩行者が夜間でも安心して通れるように、また、防犯のためにも門灯、玄関灯、軒下照明などを設置し、日没から日の出までは連続して点灯してください。

## 2-4) 無線・テレビ等のアンテナの設置

著しく景観を障害するようなアンテナの設置は控えてください。

## (3) 看板・広告物について

周辺との調和を乱す看板、広告物の設置および住宅の屋根・屋上への看板、広告物の設置は禁止します。

## (4) 緑化について

屋上や敷地内の緑化に努めるとともに、バルコニー・玄関など街路に面したところは花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。

## (5) 自動販売機について

自動販売機の設置は極力避け、設置する場合は騒音やゴミの散乱に配慮してください。

## II 住まい方のルールを守って、安全で心地よく (ゴミ・騒音等)

## (6) 町づくりの推進

6-1-1) 町づくりを推進するために、適用区域内の世帯主・事業者等はもちろん、地権者・建物所有者なども元町自治運営会へ入会し、町づくりへの協力をお願いします。

6-1-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町自治運営会に入会することを賃貸契約上義務づけることとし、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

6-1-3) 分譲集合住宅建築予定者は、その販売時点において、物件購入者に対して元町自治運営会に加入することを建物売買契約上に明記してください。また、建物完成後の建物管理予定を建築計画事前協議において提出することとします。

## (7) ゴミの処理について

7-1-1) 居住者のゴミは、収集日の指定時間までに、指定された収集場に出してください。

7-1-2) ゴミは横浜市で決められたルールを守り、減量化と分別・リサイクルによる資源化に協力願います。

7-1-3) 収集場所への前日からのゴミ出しは禁止します。  
7-1-4) ゴミ収集場所は、利用者が協力し合って、散乱防止、清潔美化に努めましょう。

## (8) 街路および建物の美化

8-1-1) 自宅前の歩車道の清掃は、お互いに近隣と協力し合って毎日行ないましょう。

8-1-2) 敷地内および周辺の花木は、いつもきれいに手入れしましょう。

8-1-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

## (9) ペットの飼育について

ペットは近隣の迷惑にならないよう、節度を持って飼育しましょう。猛獣、爬虫類など、人に危害を与える可能性の高い動物の飼育は禁止します。

### 9-1) 猫の飼育・野良猫の世話

9-1-1) 残った餌は早めに始末して放置しないでください。

9-1-2) 排泄物などの清掃を行ない、地域の衛生面に留意してください。

9-1-3) 出来るだけ避妊手術を施し、野良猫を殖やさないように心がけましょう。

### 9-2) 犬の飼育

9-2-1) 放し飼いにはしないでください。

9-2-2) 散歩中はリードを付け、排泄物は必ず持ち帰ってください。

## (10) 騒音への配慮

大音量での楽器演奏や音楽鑑賞、自動車やオートバイなどの空ぶかし、花火・爆竹の使用など騒音の原因となるような行為は禁止します。

## (11) 寝具洗濯物などへの配慮

寝具洗濯物を干す場合は、景観に配慮するようお願いいたします。

## (12) 空き地・空き家について

未利用地は、草刈り条例(横浜市火災予防条例に規定)などを遵守し、雑草地にならないようにしてください。また、治安上や美観の観点からも問題の起きないように、所有者は維持管理をしてください。

## (13) 防災について

地震・火災等緊急時は、元町震災連絡会の防災マニュアルに従います。

## 〈付 則〉

本協定は、平成16年1月1日より施行されました。  
平成21年5月30日、一部改正。